

首相が緊急事態宣言

兵庫、大阪など7都府県

新型コロナウイルス、5月6日まで

安倍晋三首相は7日夕、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法(新型コロナウイルス特措法)に基づく政府対策本部の会合を官邸で開き、緊急事態を宣言した。対象地域は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7

都府県で、期間は5月6日まで。専門家で構成する諮問委員会は宣言内容を「妥当」と評価した。首相は対象となる地域や期間を国会に事前報告。特措法による緊急事態宣言は初めてで、私権制限を伴う措置が可能となる。



新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で緊急事態を宣言する安倍首相。7日午後5時43分、首相官邸

首相は、人と人の接触機会を減らした場合「2週間後には感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができる」と述べた。緊急事態宣言で不要不急の外出自粛要請に法的根拠が生じ、対象地域の知事は医薬品、食品などの収用や、医療施設開設のための土地や建物の強制使用が可能となる。